

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年5月14日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	インデックスファンド Jリート
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月15日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、ファミリーファンド方式への移行に伴う約款変更（予定）および購入・換金における適用基準価額の変更や信託財産留保額の撤廃などの約款変更（予定）などを行なうことに伴ない記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

< 約款変更の内容および理由 >

「インデックスファンド」リート」（以下、「当ファンド」といいます。）において運用効率の向上を図り、かつ安定したファンド運営を行なうため、ファミリーファンド方式への移行を行ないます。

A) 現在、当ファンドは「リート」に直接投資する運用形態（以下、「直接投資方式」といいます。）となっておりますが、新たに投資対象とするマザーファンドとして「インデックス マザーファンド」リート」を追加し、当該マザーファンドを通じて「リート」に投資する運用形態へ変更いたします。なお、この段階においては、直接投資方式とファミリーファンド方式が並存いたします。2024年6月18日以降速やかに、当ファンドで保有している「リート」を売却し、新たに投資対象とするマザーファンドにて当該「リート」を購入いたします。

B) 上記Aに記載の並存期間を経て、直接投資方式を廃止し、ファミリーファンド方式へ完全に移行いたします。

受益者の利便性の向上を図るため、当ファンドの購入・換金における適用基準価額を「翌営業日の基準価額」から「当日の基準価額」に変更いたします。また、換金時の負担コストを低減するべく、当ファンドの換金時における信託財産留保額（適用基準価額×0.3%）を撤廃いたします。

上記に記載の適用基準価額の切り替えに備えるため、2024年6月17日を購入・換金の申込不可日といたします。

ファンド名称を「インデックスファンド」リート」から「インデックスファンド」リート（東証REIT指数）毎月分配型」に変更いたします。

その他、投資対象マザーファンドの約款と平仄を合わせるための変更やそれに付随する変更を行ないます。

変更内容	変更実施日
ファミリーファンド方式への移行	
A) 投資対象とするマザーファンドの追加	2024年6月18日（予定）
B) 直接投資方式の廃止	2024年9月18日（予定）
購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃	2024年6月18日（予定）
購入・換金における申込不可日の設定	2024年5月15日
ファンド名称の変更	2024年6月18日（予定）
その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更	2024年6月18日（予定）

2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部 は訂正部分を示し、< 更新後 > に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

< 訂正前 >

インデックスファンド Jリート（以下「ファンド」といいます。）

< 訂正後 >

インデックスファンド Jリート（以下「ファンド」といいます。）

2024年6月18日付でファンドの名称を「インデックスファンド Jリート」から「インデックスファン
ドJリート（東証REIT指数）毎月分配型」に変更する予定です。以下同じ。

(4) 【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
（略）

< 訂正後 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。
取得申込受付日の基準価額とします。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの基本的性格

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	日経225
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債		アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	TOPIX
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

不動産投信

当ファンドは、不動産投信に投資を行いません。

年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		日経225
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		TOPIX
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(不動産投信))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投信に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「不動産投信」に分類されます。

年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<更新後>

ファンドの特色

特色その1 東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券（Jリート）などを主要投資対象とします。

- Jリートに加え、Jリート以外の上場投資信託証券（いわゆるETF）や、不動産投信指数先物取引を活用することがあります。

特色その2 「東証REIT指数（配当込み）」の動きに連動する投資成果をめざします。

- 東証REIT指数の採用銘柄に追加・変更があった場合には、適宜、組入対象銘柄の追加・見直しを行いません。
- 当ファンドはその投資成果として税引前分配金再投資ベースの基準価額が「東証REIT指数（配当込み）」の動きに連動することをめざしますが、実際に公表される基準価額（税引前分配金控除後）は、収益分配金、信託報酬、売買委託手数料などの影響により「東証REIT指数（配当込み）」に連動するとは限りません。

特色その3 毎月決算を行ない、収益分配を行なうことをめざします。

- 年12回の決算日（原則として毎月の各15日）に、収益分配方針に基づいて、組み入れているJリーートの分配金などを原資として、収益分配を行なうことをめざします。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や、分配を行わない場合があります。

※ 市況動向および資産動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

※ 2024年6月18日付でファミリーファンド方式へ変更し、新たに「インデックス マザーファンド Jリート」を投資対象とする予定です。また、2024年6月18日付で適用基準価額を当日基準へ変更することに備えて、2024年6月17日を購入・換金の申込不可日といたします。

Jリートとは

- 投資家から集めた資金でオフィスビルや商業施設などの不動産を保有・売買し、そこから得られる賃料や売却損益などから維持・管理費用などを支払った残りを投資家に分配する金融商品です。
- 一般的にJリートは金融商品取引所に上場しており、株式と同じように売買が可能です。



※ 米国の不動産投資信託証券 (Real Estate Investment Trust) が REIT (リート) という略称で呼ばれていることから、その日本版は Jリート (J-REIT) と呼ばれます。

「東証REIT指数」の著作権などについて

- 東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数に係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数に係る標準もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- JPXは、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数に係る標準または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- JPXは、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の遅延、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- JPXは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

●Jリートの特徴

●相対的に高く安定的な利回り●

Jリートは、不動産を保有することにより生じる賃料収入などを原資として分配を行ないます。また一般的には、この分配原資の一定以上を分配するかわりに、法人税が事実上免除されています。そのため比較的高く安定的な分配金利回りを期待することができます。

Jリートは、不動産を運用対象とする商品で、かつ市場で取引されますので、不動産を取り巻く環境、不動産市況や金利動向、マクロ経済の変化など、様々な要因で価格および分配金は影響を受け、当ファンドの基準価額および収益分配金に影響を及ぼします。

ご参考:各資産の利回り比較
(2024年2月末現在)



●一般的にJリートは、利益の90%超を投資家に分配することで、法人税が事実上免除されています。

Jリート：東証REIT指数の実績分配金利回り
国債：10年国債利回り
株式：TOPIX(東証株価指数)の実績配当利回り

※上記は切捨てにて表示しています。
※各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。
※上記グラフデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
※東京証券取引所などの信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

●インフレ優位性・資産分散効果●

Jリートは主な収入源となる賃料や、不動産価格がインフレに追隨して動く傾向がある資産と考えられています。

◆各資産の価格特性◆



※価格特性に関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる値動きをする場合があります。

●ご参考：Jリート 현황

■ 東京証券取引所上場REITの概要

◇ 実績分配金利回り：4.8%

◇ 時価総額：約14.5兆円

■ 主要銘柄（時価総額上位10銘柄）

（全58銘柄）

投資法人の名称	主な用途	比率
日本ビルファンド投資法人	オフィスビル特化型	6.93%
ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィスビル特化型	5.71%
野村不動産マスターファンド投資法人	総合型	4.96%
日本プロロジスリート投資法人	物流施設特化型	4.49%
KDX不動産投資法人	総合型	4.44%
日本都市ファンド投資法人	総合型	4.36%
GLP投資法人	物流施設特化型	4.13%
大和ハウスリート投資法人	総合型	3.79%
ユナイテッドアーバン投資法人	総合型	3.26%
オリックス不動産投資法人	総合型	3.24%

（2024年2月末現在）

※東証REIT指数ベース

東証REIT指数および各利回りの推移

（2003年9月末～2024年2月末、月末値）



※東証REIT指数(配当込み)はグラフの起点を100として指数化しています。

※各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。

※上記は過去のものであり、当ファンドの実際の組入れや、将来の運用成果等を示唆するものではありません。

※東京証券取引所などの信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

●ファンドの仕組み

当ファンドは、上場不動産投資信託証券などに投資するファンドです。



(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

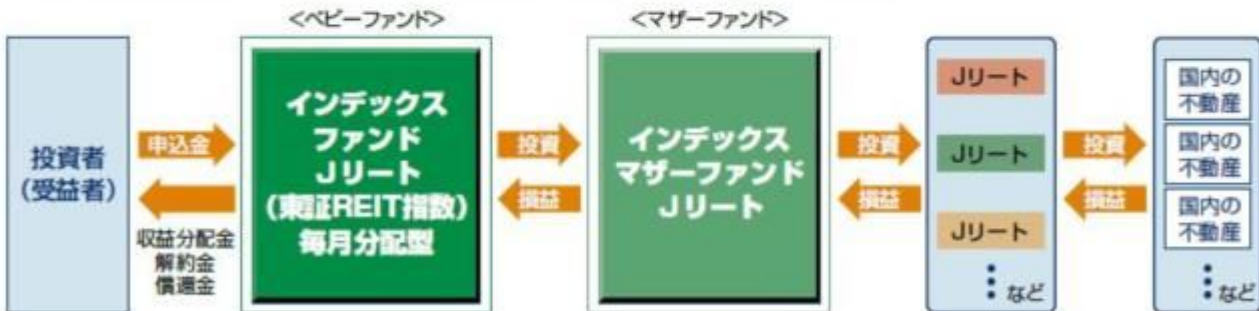
(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

●ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※2024年6月18日付でファミリーファンド方式へ変更し、新たに「インデックス マザーファンド J-REIT」を投資対象とする予定です。2024年6月18日以降速やかに、上記マザーファンドを通じてJ-REITへ投資する運用形態に切り替えますが、切り替えが完了するまでは、当ファンドから直接J-REITへ投資する運用形態が継続する予定です。

(主な投資制限)

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



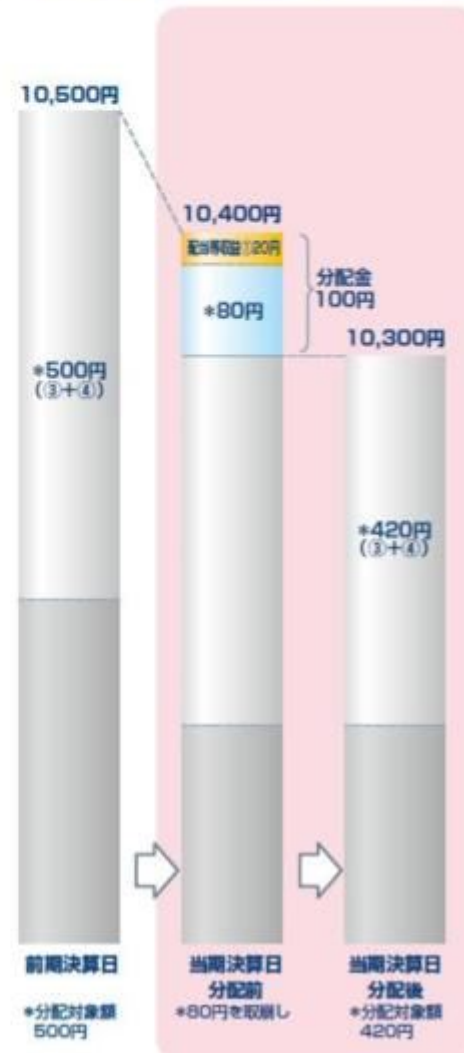
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2004年10月22日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

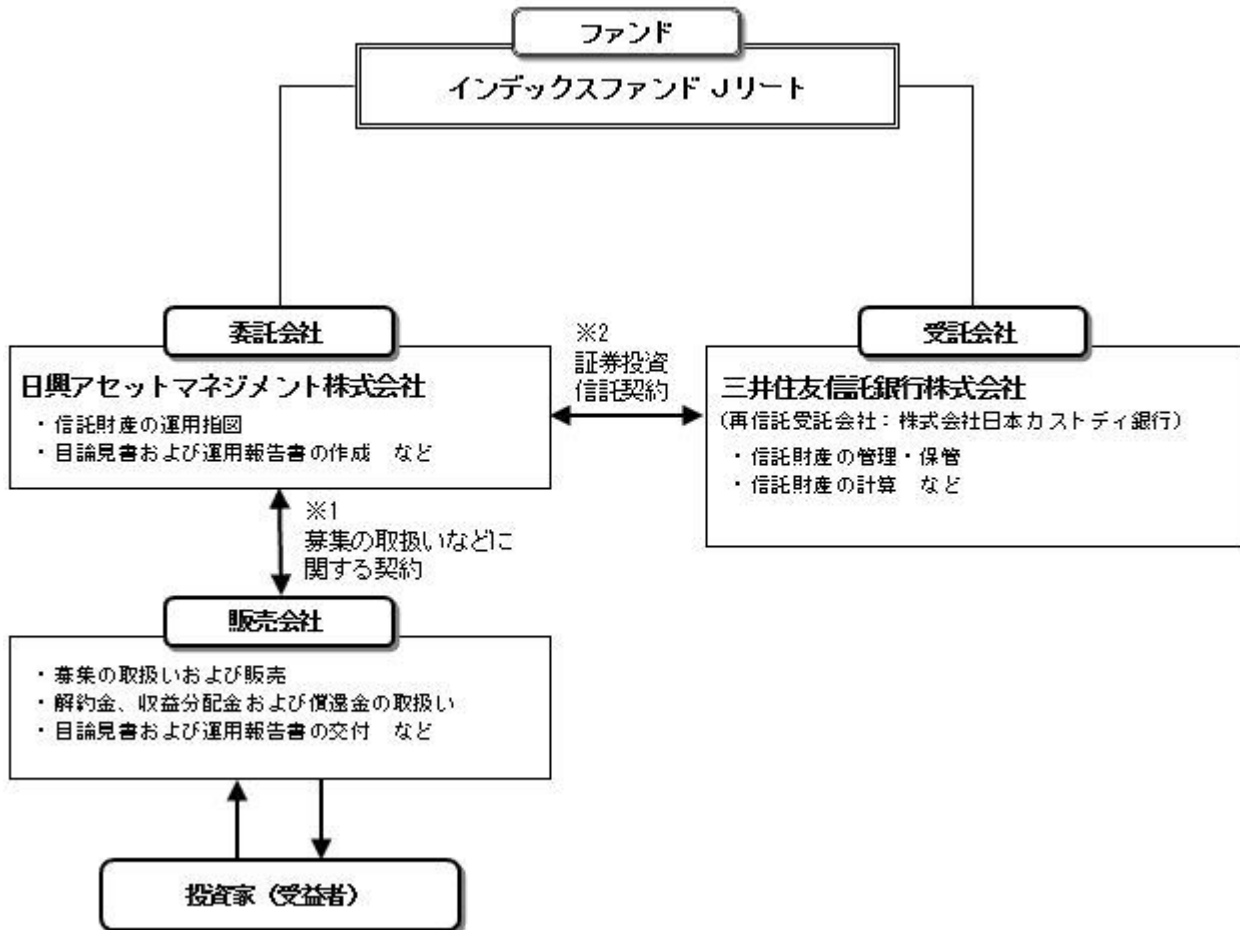
< 訂正後 >

2004年10月22日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2024年 6月18日
・投資対象とするマザーファンドとして「インデックス マザーファンド」リートを追加(予定)
・ファンド名称変更(予定)
新名称：インデックスファンド」リート(東証REIT指数) 毎月分配型
旧名称：インデックスファンド」リート

(3) 【ファンドの仕組み】

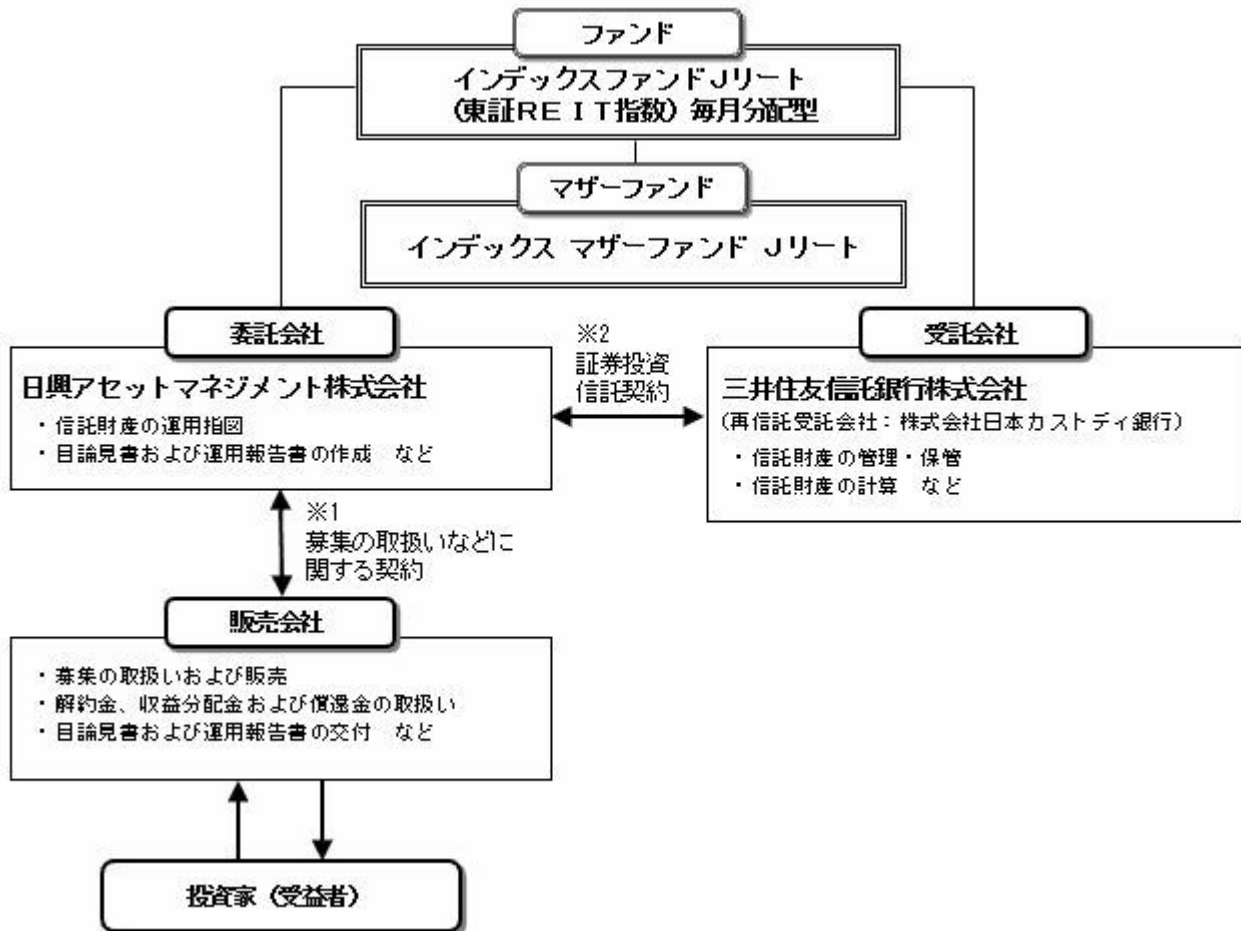
< 更新後 >

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。



* 2024年6月18日付でファミリーファンド方式へ変更し、新たに「インデックス マザーファンド Jリート」を投資対象とする予定です。2024年6月18日以降速やかに、上記マザーファンドを通じてJリートへ投資する運用形態に切り替えますが、切り替えが完了するまでは、当ファンドから直接Jリートへ投資する運用形態が継続する予定です。

- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

< 更新後 >

委託会社の概況（2024年2月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< 更新後 >

- ・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、「東証REIT指数（配当込み）」の動きに連動した運用成果をめざします。
- ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・なお、運用の効率化を図るため、不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券や不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。

- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

- 主として、「インデックス マザーファンド 」リート」受益証券および東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数（東証REIT指数（配当込み）（有価証券届出書提出日現在）以下同じ。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券および不動産投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- 運用の効率化を図るため、不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券や不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<更新後>

わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条の2に定めるものに限り。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 3) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- 次の取引ができます。
- 1) 先物取引等
 - 2) 資金の借入

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

<インデックスファンド」リート（東証REIT指数）毎月分配型>

「インデックス マザーファンド 」リート」受益証券およびわが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条の2、第22条の3および第22条の4に定めるものに限り。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として「インデックス マザーファンド 」リート」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新

株予約権証券

- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入
- <インデックス マザーファンド リート>
- わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りません。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの
 - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引

<更新後>

2024年6月18日以降、下記の追加を予定しております。

投資対象とするマザーファンドの概要

<インデックス マザーファンド リポート>

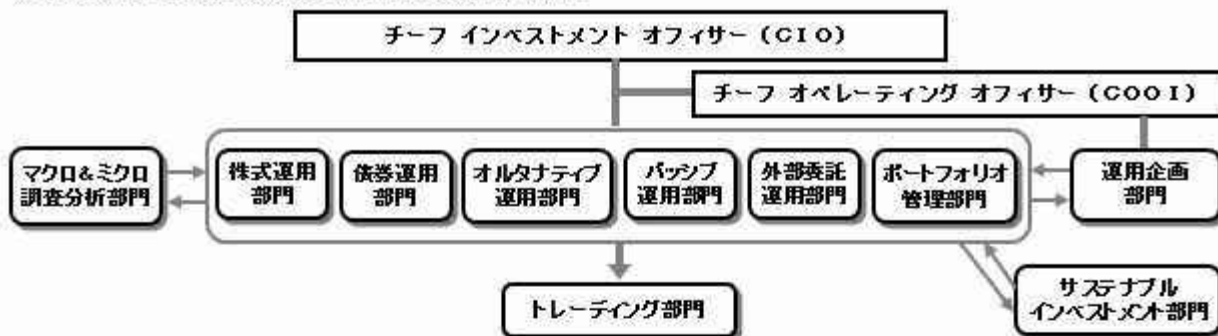
運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数（東証REIT指数（配当込み）（有価証券届出書提出日現在）以下同じ。）に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。 ・運用にあたって、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は、有価証券指数等先物取引（別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数を対象とする先物取引とします。）を活用したり、対象指数に採用されていない不動産投資信託証券について投資を行なうことがあります。また、対象指数に採用されている不動産投資信託証券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限(2015年3月17日設定)
決算日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)

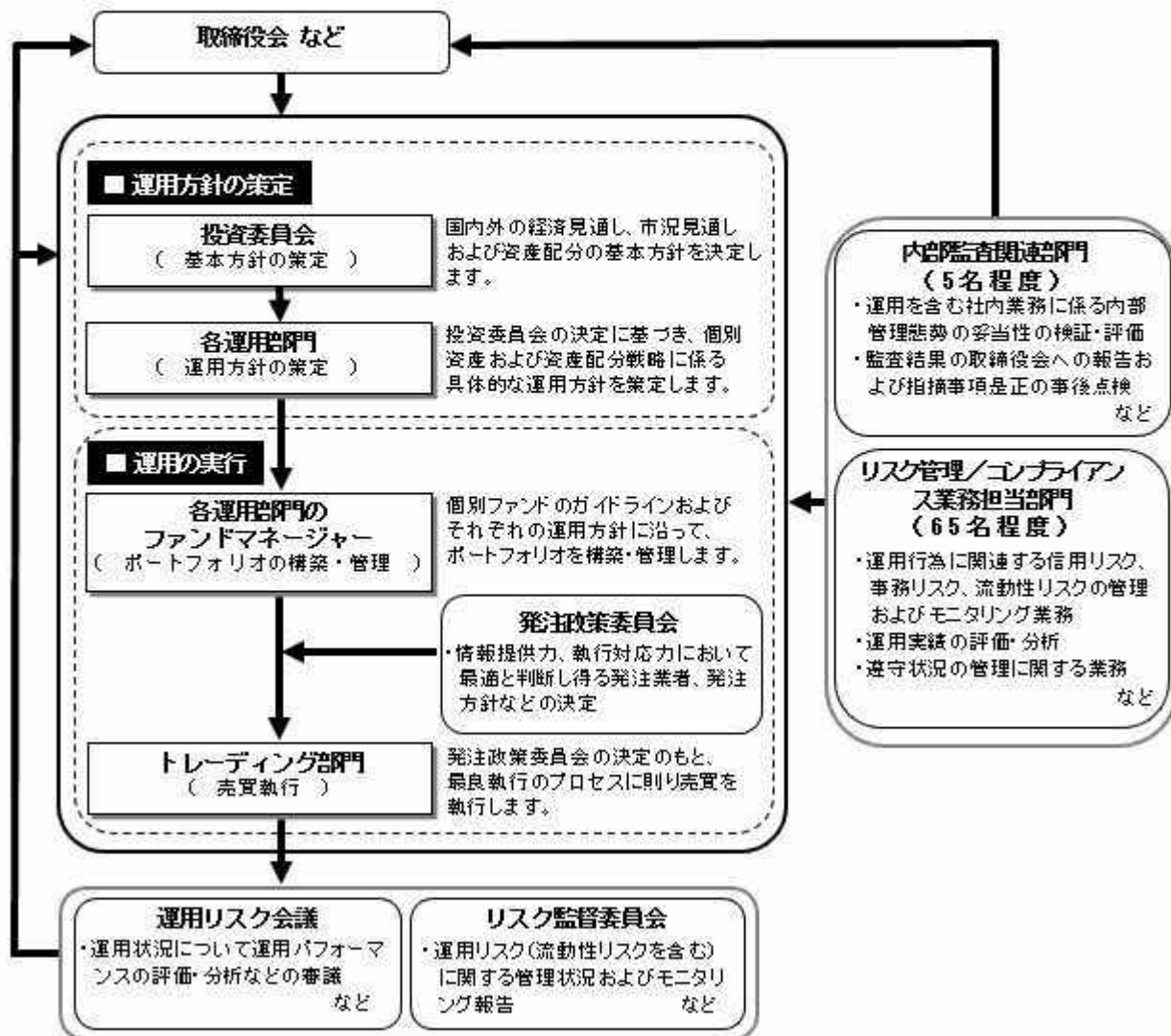
(3) 【運用体制】

< 更新後 >

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



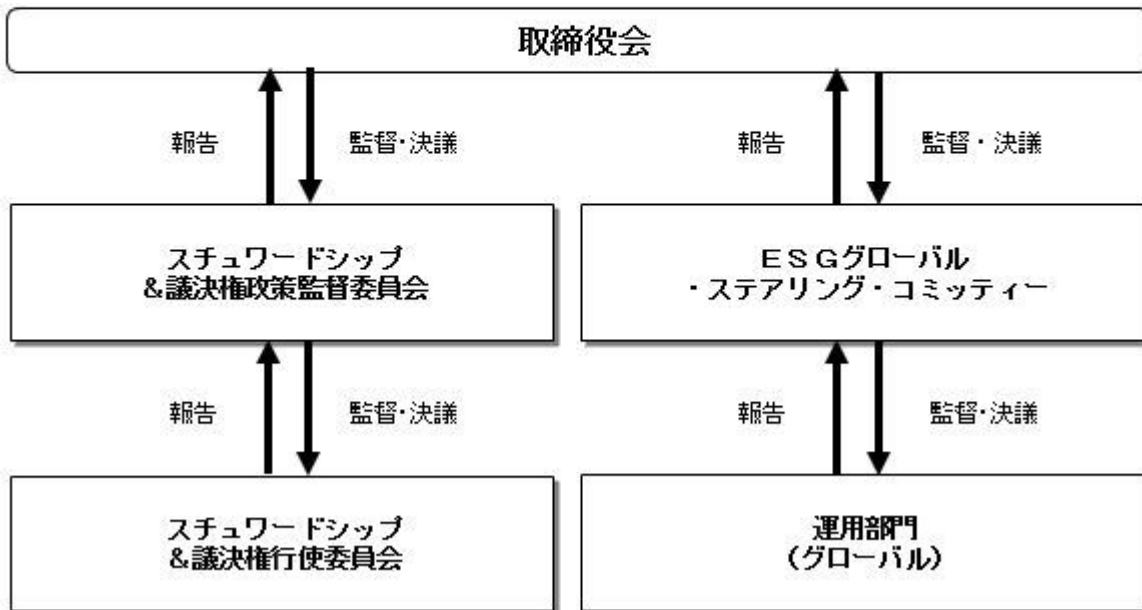
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティ

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行うこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



上記体制は2024年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5) 【投資制限】

< 更新後 >

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 5) 東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果をめざすため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が弁済される日からその翌営業日までとします。
- 7) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場

合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

約款に定める投資制限

<インデックスファンドリリート（東証REIT指数）毎月分配型>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
 - 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
 - 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
 - 4) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
 - 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- <インデックス・マザーファンド・リート>
- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
 - 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以上同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
 - 3) 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
 - 4) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
 - 7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - 9) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 10) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 14) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 16) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

法令による投資制限

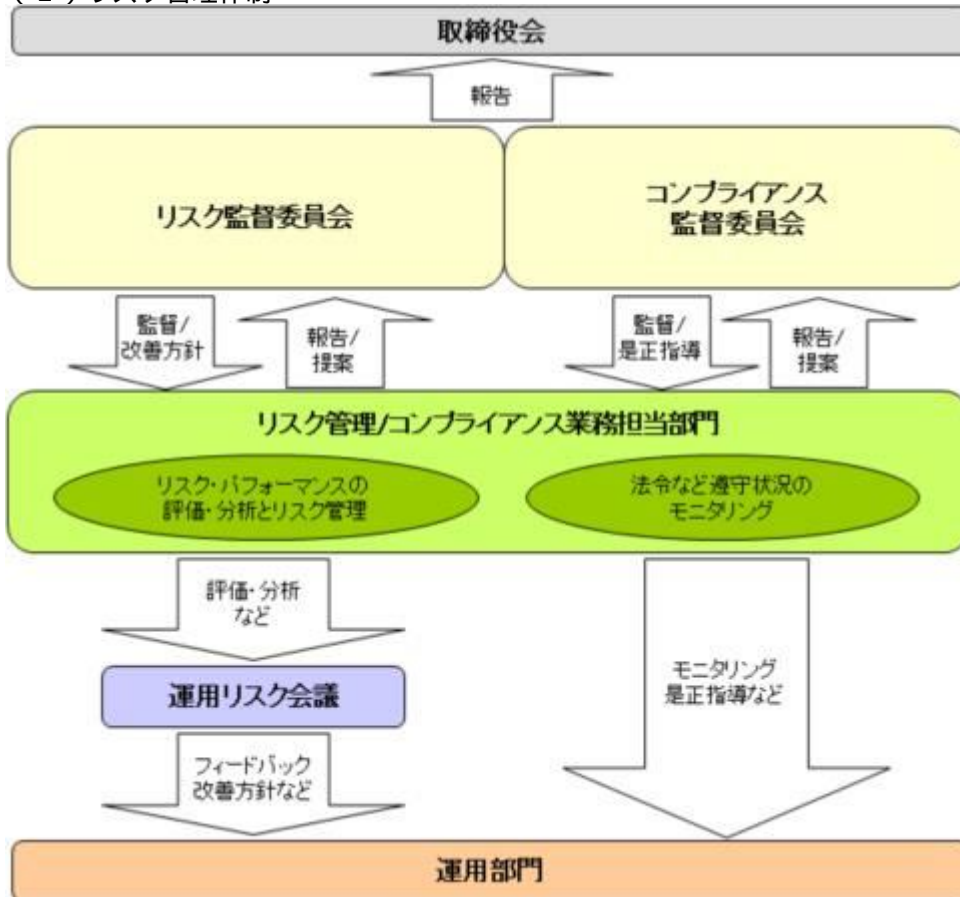
同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制

**全社的リスク管理**

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっております。

法令など遵守状況のモニタリング

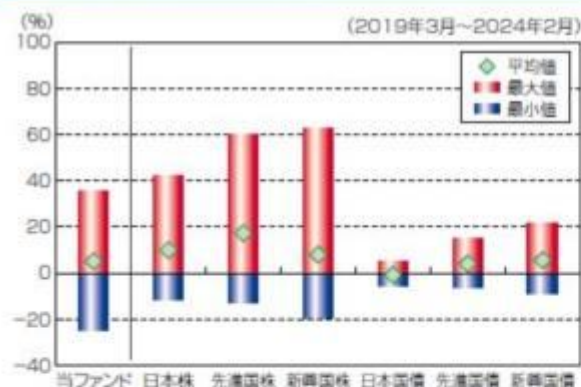
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2024年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.2%	9.9%	17.3%	8.0%	-0.7%	4.1%	5.6%
最大値	35.3%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-24.6%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX(東証株価指数)配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象に

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

した指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

(略)

・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

<訂正後>

(略)

・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

(2)【換金(解約)手数料】

<訂正前>

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことで

<訂正後>

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことで

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

ありません。

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

(略)

<訂正後>

(略)

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

組入**有価証券**の**売買**の際に発生する**売買委託手数料**および**先物・オプション取引**などに要する費用。
 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
 信託財産に関する**租税**、**信託事務の処理**に要する諸費用、**外貨建資産の保管**などに要する費用、**解約に伴う支払資金の手当て**などを目的とした借入金の**利息**および**受託会社の立て替えた立替金の利息**。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入**有価証券**の**売買**時の**売買委託手数料**
- ・**信託事務の処理**に要する諸費用
- ・**信託財産に関する租税** など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* **監査費用**、**売買委託手数料**などは、**保有期間**や**運用の状況**などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

（略）

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

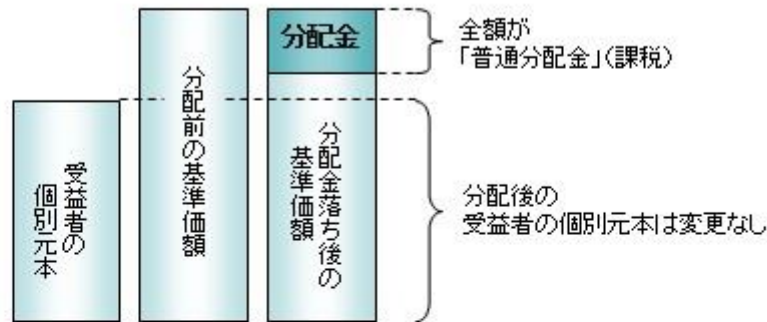
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

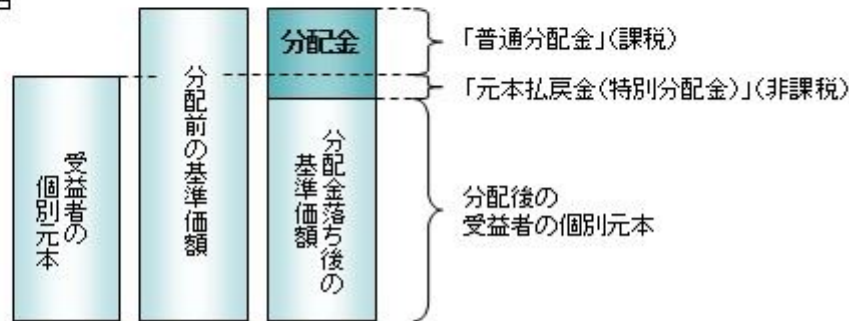
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年5月14日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【インデックスファンド リート】

以下の運用状況は2024年 2月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	24,603,507,500	97.61
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		602,525,063	2.39
合計(純資産総額)		25,206,032,563	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	591,252,000	2.35

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	2,954	578,000	1,707,412,000	577,000	1,704,458,000	6.76
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2,601	539,000	1,401,939,000	540,000	1,404,540,000	5.57

日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	8,188	152,300	1,247,032,400	148,900	1,219,193,200	4.84
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4,411	259,300	1,143,772,300	250,600	1,105,396,600	4.39
日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	7,286	147,500	1,074,685,000	149,900	1,092,171,400	4.33
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	12,136	94,900	1,151,706,400	88,300	1,071,608,800	4.25
日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	8,552	127,100	1,086,959,200	118,900	1,016,832,800	4.03
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3,816	244,100	931,485,600	244,400	932,630,400	3.70
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	5,664	141,800	803,155,200	141,500	801,456,000	3.18
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	5,045	162,500	819,812,500	158,100	797,614,500	3.16
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,484	308,000	765,072,000	306,000	760,104,000	3.02
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	12,259	61,300	751,476,700	61,500	753,928,500	2.99
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	8,476	72,500	614,510,000	72,600	615,357,600	2.44
日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	4,612	131,245.27	605,303,200	126,000	581,112,000	2.31
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,731	334,000	578,154,000	328,500	568,633,500	2.26
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	7,608	74,800	569,078,400	74,100	563,752,800	2.24
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	1,328	385,000	511,280,000	389,500	517,256,000	2.05
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	874	590,000	515,660,000	568,000	496,432,000	1.97
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	3,237	144,900	469,041,300	140,900	456,093,300	1.81
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,053	437,000	460,161,000	424,500	446,998,500	1.77
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,616	267,000	431,472,000	255,900	413,534,400	1.64
日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	3,106	133,300	414,029,800	131,500	408,439,000	1.62
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	940	419,500	394,330,000	429,500	403,730,000	1.60
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	2,977	131,200	390,582,400	131,100	390,284,700	1.55
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	3,729	102,500	382,222,500	100,800	375,883,200	1.49
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,245	297,400	370,263,000	286,700	356,941,500	1.42
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,369	150,800	357,245,200	146,400	346,821,600	1.38
日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	4,880	71,200	347,456,000	69,700	340,136,000	1.35
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	525	601,000	315,525,000	583,000	306,075,000	1.21
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	874	358,000	312,892,000	349,500	305,463,000	1.21

□ 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.61
合計	97.61

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物 2024年03月	買建	348	日本円	596,373,550	591,252,000	2.35

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第20特定期間末 (2014年 6月16日)	25,753	25,918	0.8577	0.8632
第21特定期間末 (2014年12月15日)	26,086	26,230	0.9924	0.9979
第22特定期間末 (2015年 6月15日)	29,182	29,349	0.9622	0.9677
第23特定期間末 (2015年12月15日)	26,002	26,168	0.8620	0.8675
第24特定期間末 (2016年 6月15日)	23,516	23,656	0.9258	0.9313
第25特定期間末 (2016年12月15日)	24,750	24,906	0.8735	0.8790
第26特定期間末 (2017年 6月15日)	26,859	27,035	0.8367	0.8422
第27特定期間末 (2017年12月15日)	29,852	30,062	0.7826	0.7881
第28特定期間末 (2018年 6月15日)	26,731	26,917	0.7935	0.7990
第29特定期間末 (2018年12月17日)	24,425	24,591	0.8076	0.8131
第30特定期間末 (2019年 6月17日)	21,261	21,400	0.8417	0.8472
第31特定期間末 (2019年12月16日)	21,127	21,257	0.8967	0.9022
第32特定期間末 (2020年 6月15日)	16,686	16,822	0.6750	0.6805
第33特定期間末 (2020年12月15日)	19,512	19,668	0.6860	0.6915
第34特定期間末 (2021年 6月15日)	25,839	26,008	0.8377	0.8432
第35特定期間末 (2021年12月15日)	23,456	23,623	0.7720	0.7775
第36特定期間末 (2022年 6月15日)	23,578	23,765	0.6922	0.6977
第37特定期間末 (2022年12月15日)	27,076	27,290	0.6959	0.7014
第38特定期間末 (2023年 6月15日)	27,439	27,673	0.6446	0.6501
第39特定期間末 (2023年12月15日)	27,473	27,724	0.6030	0.6085
2023年 2月末日	26,101		0.6542	
3月末日	25,277		0.6295	
4月末日	26,570		0.6556	
5月末日	27,192		0.6538	
6月末日	27,791		0.6440	
7月末日	28,560		0.6456	
8月末日	28,963		0.6492	
9月末日	28,460		0.6332	
10月末日	27,984		0.6143	
11月末日	28,318		0.6203	
12月末日	27,388		0.6044	
2024年 1月末日	27,188		0.5981	
2月末日	25,206		0.5633	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第20特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	0.0330
第21特定期間	2014年 6月17日～2014年12月15日	0.0330
第22特定期間	2014年12月16日～2015年 6月15日	0.0330
第23特定期間	2015年 6月16日～2015年12月15日	0.0330
第24特定期間	2015年12月16日～2016年 6月15日	0.0330
第25特定期間	2016年 6月16日～2016年12月15日	0.0330
第26特定期間	2016年12月16日～2017年 6月15日	0.0330
第27特定期間	2017年 6月16日～2017年12月15日	0.0330
第28特定期間	2017年12月16日～2018年 6月15日	0.0330
第29特定期間	2018年 6月16日～2018年12月17日	0.0330
第30特定期間	2018年12月18日～2019年 6月17日	0.0330
第31特定期間	2019年 6月18日～2019年12月16日	0.0330
第32特定期間	2019年12月17日～2020年 6月15日	0.0330
第33特定期間	2020年 6月16日～2020年12月15日	0.0330
第34特定期間	2020年12月16日～2021年 6月15日	0.0330
第35特定期間	2021年 6月16日～2021年12月15日	0.0330
第36特定期間	2021年12月16日～2022年 6月15日	0.0330
第37特定期間	2022年 6月16日～2022年12月15日	0.0330
第38特定期間	2022年12月16日～2023年 6月15日	0.0330
第39特定期間	2023年 6月16日～2023年12月15日	0.0330

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第20特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	11.09
第21特定期間	2014年 6月17日～2014年12月15日	19.55
第22特定期間	2014年12月16日～2015年 6月15日	0.28
第23特定期間	2015年 6月16日～2015年12月15日	6.98
第24特定期間	2015年12月16日～2016年 6月15日	11.23
第25特定期間	2016年 6月16日～2016年12月15日	2.08
第26特定期間	2016年12月16日～2017年 6月15日	0.44
第27特定期間	2017年 6月16日～2017年12月15日	2.52
第28特定期間	2017年12月16日～2018年 6月15日	5.61
第29特定期間	2018年 6月16日～2018年12月17日	5.94
第30特定期間	2018年12月18日～2019年 6月17日	8.31
第31特定期間	2019年 6月18日～2019年12月16日	10.46
第32特定期間	2019年12月17日～2020年 6月15日	21.04
第33特定期間	2020年 6月16日～2020年12月15日	6.52
第34特定期間	2020年12月16日～2021年 6月15日	26.92
第35特定期間	2021年 6月16日～2021年12月15日	3.90

第36特定期間	2021年12月16日～2022年 6月15日	6.06
第37特定期間	2022年 6月16日～2022年12月15日	5.30
第38特定期間	2022年12月16日～2023年 6月15日	2.63
第39特定期間	2023年 6月16日～2023年12月15日	1.33

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第20特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	14,243,868,130	13,169,897,939
第21特定期間	2014年 6月17日～2014年12月15日	10,143,489,318	13,884,479,764
第22特定期間	2014年12月16日～2015年 6月15日	11,760,732,744	7,717,571,445
第23特定期間	2015年 6月16日～2015年12月15日	5,255,191,213	5,418,508,752
第24特定期間	2015年12月16日～2016年 6月15日	5,628,977,403	10,392,963,055
第25特定期間	2016年 6月16日～2016年12月15日	6,621,201,726	3,688,708,293
第26特定期間	2016年12月16日～2017年 6月15日	7,909,871,872	4,143,943,418
第27特定期間	2017年 6月16日～2017年12月15日	11,680,833,428	5,633,546,577
第28特定期間	2017年12月16日～2018年 6月15日	5,093,985,624	9,554,215,382
第29特定期間	2018年 6月16日～2018年12月17日	3,689,891,198	7,131,885,613
第30特定期間	2018年12月18日～2019年 6月17日	2,741,390,150	7,724,561,379
第31特定期間	2019年 6月18日～2019年12月16日	4,026,437,370	5,726,231,162
第32特定期間	2019年12月17日～2020年 6月15日	4,255,353,280	3,096,207,995
第33特定期間	2020年 6月16日～2020年12月15日	5,997,040,463	2,275,699,350
第34特定期間	2020年12月16日～2021年 6月15日	9,433,582,172	7,030,368,078
第35特定期間	2021年 6月16日～2021年12月15日	4,853,379,141	5,316,235,624
第36特定期間	2021年12月16日～2022年 6月15日	4,940,742,723	1,262,322,988
第37特定期間	2022年 6月16日～2022年12月15日	6,792,879,986	1,943,688,213
第38特定期間	2022年12月16日～2023年 6月15日	5,125,331,071	1,466,752,663
第39特定期間	2023年 6月16日～2023年12月15日	5,697,997,510	2,704,626,508

参考情報

運用実績

2024年2月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………5,633円
純資産総額……………252.06億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したもものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月	2024年2月	直近1年間累計	設定来累計
55円	55円	55円	55円	55円	660円	11,241円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
不動産投資信託証券	100.0%
うち先物	2.3%
現金その他	2.4%

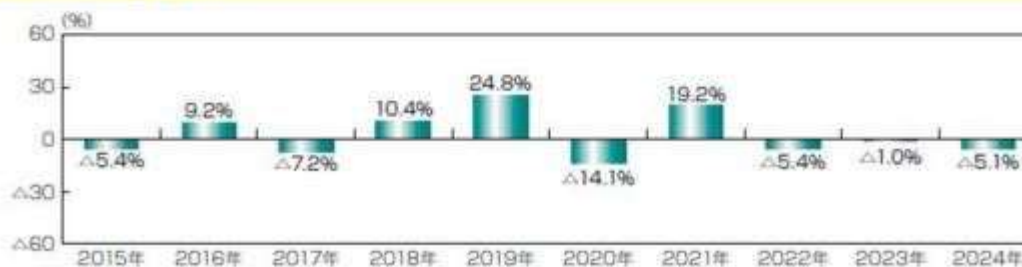
※比率は、当ファンドの純資産総額比です。

<不動産投資信託証券 組入上位10銘柄> (銘柄数:58銘柄)

	銘柄名	比率
1	日本ビルファンド投資法人	6.76%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.57%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	4.84%
4	日本プロロジスリート投資法人	4.39%
5	KDX不動産投資法人	4.33%
6	日本都市ファンド投資法人	4.25%
7	GLP投資法人	4.03%
8	大和ハウスリート投資法人	3.70%
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.18%
10	オリックス不動産投資法人	3.16%

※比率は、当ファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したもものとして計算しております。
※2024年は、2024年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

< 訂正前 >

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (6) ~ (7) (略)
- (8) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
- (9) ~ (10) (略)

< 訂正後 >

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が2024年6月17日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) ~ (8) (略)
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。
- 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) ~ (11) (略)

2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

< 解約請求による換金 >

- (1) ~ (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (5) ~ (7) (略)
- (8) 受付の中止および取消
・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<訂正後>

<解約請求による換金>

(1)～(2) (略)

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が2024年6月17日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。

(4) (略)

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6)～(8) (略)

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出

(略)

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(略)

<訂正後>

基準価額の算出

(略)

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(略)

< 訂正前 >

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
 - < 主な資産の評価方法 >
 - 国内上場不動産投信
- 原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

< 訂正後 >

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
 - < 主な資産の評価方法 >
 - 国内上場不動産投信
- 原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

2024年6月18日以降、下記の変更を予定しております。

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
 - < 主な資産の評価方法 >
 - マザーファンド受益証券
- 基準価額計算日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

第3【ファンドの経理状況】**2【ファンドの現況】**

以下のファンドの現況は2024年 2月29日現在です。

【インデックスファンド リート】**【純資産額計算書】**

資産総額	25,355,236,138円
負債総額	149,203,575円
純資産総額（ - ）	25,206,032,563円
発行済口数	44,743,644,748口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5633円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

2024年2月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年2月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年2月末現在）

- 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- 委託会社の運用する、2024年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	822	302,098
株式投資信託	774	261,594
単位型	299	9,195
追加型	475	252,398
公社債投資信託	48	40,504
単位型	35	1,006
追加型	13	39,497

